

令和6年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業
愛媛県よろず支援拠点コーディネーター募集要領

令和6年12月
公益財団法人えひめ産業振興財団

令和6年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 愛媛県よろず支援拠点コーディネーター募集要領

公益財団法人えひめ産業振興財団（以下「財団」という。）では、令和6年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）の実施に当たり、中小企業・小規模事業者の経営上のあらゆる課題に対応する「コーディネーター」を以下のとおり募集します。

1 事業の概要

地域の他の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や経営改善等の経営課題に対して、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に整備し、中小企業・小規模事業者の活性化を図るとともに、本事業を通じて、地域の支援機関の特徴等を把握し、支援機関・専門家等と連携体制を強化するとともに、支援機関に支援モデル・ノウハウ等を浸透させ、支援機関の能力向上を図ることを目的とする。

- (1) 専門性の高い経営アドバイス
売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けた提案
- (2) 課題解決のための総合調整
 - ①相談内容に応じた適切な支援機関の紹介
 - ②経営課題に対応した支援機関の相互連携のコーディネート
 - ③他の支援機関による経営支援の実態を踏まえ、足らざるところを補い、地域の中小企業に対して、地域全体として最高水準の支援を実現
- (3) 他の支援機関に対する支援ノウハウの共有
経営相談の解決に必要な提案方法やこれまでに支援した事例など本事業を実施することを通じて蓄積された支援ノウハウの他の支援機関への共有
- (4) 本事業の広報
地域の中小企業に拠点の機能を知ってもらうべく、支援事例を含む Web コンテンツの充実、SNS やプレスリリース等の活用による積極的な情報発信の実施

2 募集内容

- (1) 職種
コーディネーター
- (2) 専門分野
資金繰り、経営改善、事業再生、財務分析等
- (3) 採用人数
1名

3 応募資格要件

以下の(1)～(6)の全てを満たすこと。

- (1) 専門的知識を有し、経営課題の抽出並びに具体的なアドバイスができること。また、公序良俗に反する活動を行う等、公的支援機関のコーディネーターとして不適切でないこと。
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、IT コーディネーター等の中小企業支援に関する公的資格、民間企業等における中小企業・小規模事業者への支援実績又は中小企業・小規模事業者の経営相談に活かせる実務経験のいずれかを有していること。
- (3) 愛媛県内に在住していること。
- (4) 自家用車を運転して県内における企業訪問等が可能であること。
- (5) パソコン（ワード、エクセル）、インターネット、メール等を活用して業務遂行が可能であること。
- (6) 以下に該当しないこと。
 - ・成年被後見人及び被保佐人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

4 業務内容

よろず支援拠点チーフコーディネーターを補佐し、チーフコーディネーターと共に中小企業・小規模事業者の経営課題を分析し、課題解決に最適な手法を選択して支援を行う。

- (1) 県内に設置する拠点に来訪する事業者の課題解決に向けた相談対応
- (2) 金融機関及び商工会・商工会議所等の支援機関と連携した出張相談会等において、金融機関の各店舗や地域の支援機関に出向き、設置された窓口での相談対応
- (3) セミナーの開催、広報資料配布等によるよろず支援拠点のPR、相談者の掘り起こし
- (4) 課題解決のため相談内容に応じた適切な支援機関・支援施策の紹介とフォローアップ及び成果事例の輩出
- (5) よろず支援拠点全国本部が構築した支援実績管理システムへの入力及び日毎の業務報告書の作成・提出
- (6) 成長志向のある中小企業の発掘、伴走支援、事業計画策定等

5 契約条件

項 目	内 容
報 酬	日額 27,500 円（税込） ※業務への従事が半日の場合は日額の半額
旅 費	業務に伴う出張旅費は財団規程に基づき別途支給
業務場所	えひめ産業振興財団（松山市久米窪田町 487-2）及び県内サテライト拠点 ※企業訪問等による出張あり。
業務時間	9 時 00 分～17 時 00 分
業務日数	週 2 ～ 3 日程度（業務実施日は別途指定）
委嘱期間	令和 7 年 3 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ※勤務状況・実績に応じて更新の可能性があります。

6 応募に当たっての注意事項

- (1) 応募申請書等の作成に係る費用は、自己負担となります。
- (2) コーディネーターとして採用された場合、プロフィールや支援実績等の情報をホームページ等で公表します。
- (3) 本事業による支援によって得られた全ての成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属します。
- (4) コーディネーターは、本事業により知り得た支援を受けた中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。
- (5) コーディネーターが次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるとします。
 - ①本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - ②応募申請内容に虚偽があることが判明した場合
 - ③財団に虚偽の報告をしたことが判明した場合
 - ④法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
 - ⑤社会的信用を失墜する行為があった場合
 - ⑥心身に著しい障害があるため、コーディネーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
 - ⑦その他、本事業のコーディネーターとして不適格と認める場合

7 選考方法

- ・一次審査（書類審査）及び二次審査（面接審査）により採用を決定します。
- ・一次審査の結果はメールにて連絡を行います。
- ・一次審査の合格者に対して二次審査を令和7年1月30日（木）に行います。（旅費等は自己負担になります。）
- ・二次審査の面接時間及び会場は、一次審査の結果連絡の際にお知らせします。
- ・採用内定は2月中旬になります。

※コーディネーターの選考は、応募に必要な専門知識・職務経験・能力等の要件を満たしているか、コーディネーターとして相応しいかという基準で総合的に判断します。

※選考結果についてのお問い合わせ（採否の理由等）には回答いたしかねますので、ご了承ください。

8 応募手続き及び受付期間

(1) 応募手続き

次の提出書類を一つの封筒に入れ、受付期間内に財団（「9 応募及び問い合わせ先」）まで郵送又は持参してください。また、郵送の場合は、封筒の表面に「愛媛県よろず支援拠点コーディネーター応募書類在中」と朱書きで記入してください。なお、提出された書類に不備がある場合は受理いたしません。

（提出書類と提出部数）

- ・コーディネーター応募申請書（様式1）・・・1部
- ・暴力団排除に関する誓約書（様式2）・・・1部
- ・保有する資格の証明書（写し）・・・・・・・・1部
- ・履歴書（市販様式可、写真貼付）・・・・・・・・1部

(2) 受付期間

令和6年12月23日（月）～令和7年1月10日（金）【17時必着】

※応募書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

9 応募及び問い合わせ先

公益財団法人えひめ産業振興財団 経営支援課（担当：山内、井上）

〒791-1101 松山市久米窪田町 487-2

TEL：089-960-1100